



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

(TEL)06-6210-1270

東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番12号 神田司町ビル3F

(TEL)03-3525-8282

HP:<http://task-legal.or.jp>



★今号のTOPIC★ 医療法人が開設する診療所の移転について

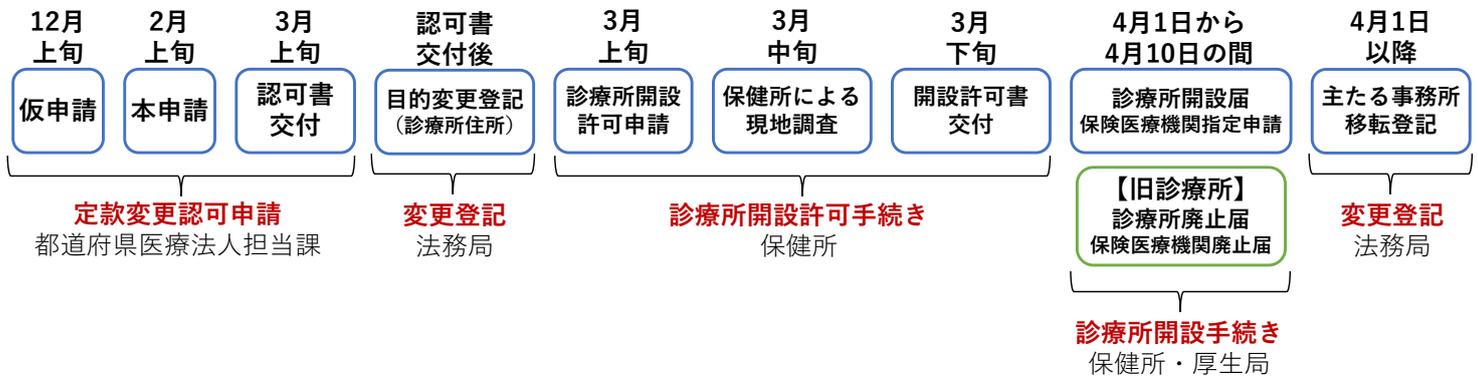
「診療所の設備を拡充したい」「もっと立地がいいところに移転したい」などの理由で、医療法人が診療所の移転を検討される場合、現在の診療所を廃止して新たに診療所を開設する手続きをすることとなるため、様々な段取りが必要となります。手続きは厳密に期日が決められており、診療所の廃止・開設の時期を十分に考慮して計画を進めていくこととなります。今号では、手続きのスケジュールと注意点について解説します。

診療所移転手続きの一般的なスケジュール

前提となる法人: ①医療法人の運営する診療所は1か所、診療所移転と同時に法人の主たる事務所の移転が必要。

②現診療所は3月31日廃止

③新診療所は4月1日に開設



【手続き時のポイント】

- ※ 定款変更認可申請に要する期間は、管轄する行政庁によって異なります。
- ※ 新診療所の開設許可申請提出後から開設届提出までの間に、**保健所の現地調査**があります。
(保健所によっては、診療所開設後に実施する場合があります。)
- ※ 診療所の開設・廃止に伴い、以下の手続きが必要です。
 - ①公的負担医療指定医療機関、指定医等に関する申請・廃止・変更の届出
例)生活保護法指定機関・結核指定医療機関・被爆者一般疾病医療機関の指定申請、麻薬施用者免許証書換え等
 - ②エックス線装置備付届・エックス線装置廃止届の提出(エックス線装置がある場合)
 - ③社保支払基金・国保連合会への届出(医療機関コードが変更になるため)
 - ④医療法人登記の手続き完了後の管轄行政庁への登記完了の届出



診療所移転の際の注意点

- ★現在の診療所と移転先の診療所との距離を確認ください。**(テナント探しの前に厚生局に問い合わせ！)**
移転後の診療所でも途切れることなく保険診療を行うには、条件を満たしたうえで保険医療機関指定申請手続き(遡及申請)をする必要があります。旧診療所から約2Kmの圏内に新診療所を開設することが保険診療継続の条件とされていますが、まずは管轄の厚生局に条件をご確認ください。
また、隣地や同じビル内、数十メートル先への移転の場合でも、現在の診療所を廃止して新しく診療所を開設する手続きをすることに変わりはありませんのでご注意ください。
- ★余裕をもってスケジュールを立てましょう。**(手続きには約5～6か月必要！)**
手続きの期限がそれぞれ厳密に決まっているため、余裕をもったスケジュール調整が必要です。手続きが遅れた場合、新旧いずれの診療所でも診療できなくなり、休止期間を取らざるを得ないリスクが生じることがあります。



タスク司法書士法人・行政書士法人では医療法人の手続に幅広く対応しております。
ぜひお気軽にご相談ください！

次号の予告TOPIC 2023年4月施行 民法改正のポイントについて

